

厚生労働省発生食 1201 第 1 号
令和 4 年 12 月 1 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の成分規格及び使用基準を改正すること。

亜塩素酸水



「亜塩素酸水」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

食品添加物「亜塩素酸水」について、規格基準改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼添加物の概要は、以下のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、規格基準の改正について検討することとしている。

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年11月30日、規格基準改正要請者からの規格基準改正の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	亜塩素酸水	
分子式等	分子式： HClO_2 （亜塩素酸、主たる有効成分として） 分子量： 68.46 (CAS 番号： 13898-47-0（亜塩素酸として）)	
用途	殺菌料	
成分概要	亜塩素酸水は、塩化ナトリウム飽和溶液を塩酸酸性条件下で電解して得られる塩素酸ナトリウムに、硫酸及び過酸化水素水を加えて得られる塩素系殺菌料である。	
日本における使用状況	平成 25 年 2 月 1 日に食品添加物として指定されている。	
使用基準（案） （下線部：改正箇所）	改正後	改正前
	<p>亜塩素酸水は、精米、豆類、野菜、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む。以下この目において同じ。）、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したもの以外の食品に使用してはならない。また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。</p>	<p>亜塩素酸水は、精米、豆類、野菜（きのこ類を除く。以下この目において同じ。）、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む。以下この目において同じ。）、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したもの以外の食品に使用してはならない。</p> <p><u>亜塩素酸水の使用量は、亜塩素酸として、精米、豆類、野菜、果実、海藻類、鮮魚介類、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したものにあつては、浸漬液又は噴霧液 1kg につき 0.40g 以下でなければならない。また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完</u></p>

		成前に分解し、又は除去しなければならぬ。
	<p>なお、本品については、使用基準で規定する「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなくてはならない。」とは、有効塩素が最終食品に残留しないよう十分に水洗等を行わなければならない旨を周知している（※）。</p> <p>改正後においても、適切な水洗処理等がなされれば本品に含まれる臭素酸が健康に及ぼす影響に変化は生じないと考えられるため、基準改正の際には、臭素酸が残留しないよう十分に水洗等を行うよう周知する考えである。</p> <p>なお、要請者によると、希釈していない添加物「亜塩素酸水」で処理した食品については、流水で30分間水洗することにより、臭素酸の残留性は認められないことが確認されている。</p> <p>※ 平成25年2月1日食安発0201第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について」</p>	
国際機関、 海外での状況等	JECFA、 EFSA、EPA	JECFAでは、ASCについて、許容一日摂取量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.03 mg/kg 体重/日、塩素酸イオンとして0.01 mg/kg 体重/日と評価している（2007年）。 EFSAでは、ASCの家禽肉への使用について、安全性の懸念はないと評価している（2005年）。 EPAでは、亜塩素酸イオンの参照用量（RfD）を0.03 mg/kg体重/日と評価している（2000年）。
	国際規格	なし
	使用状況	米国では、ASCの全家禽胴体肉、未処理の家禽胴体の部分、肉及び挽肉形成肉、果実、野菜、香辛料並びに水産物への使用が認められている。
食品安全委員会での 評価等	平成24年7月9日付けで食品健康影響評価済み	

JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives) : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

EFSA (European Food Safety Authority) : 欧州食品安全機関

EPA (Environmental Protection Agency) : 米国環境保護庁

ASC (Acidified Sodium Chlorite solutions) : 酸性化亜塩素酸ナトリウム水溶液（亜塩素酸ナトリウム水溶液に酸類を反応させて得られる酸性水溶液）

RfD (Reference Dose) : 参照用量

EU (European Union) : 欧州連合